

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2008年7月15日発行
第86号

発行所/マンション問題総合研究所 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

編集/マンション問題総合研究所・NPO埼玉管ネット 編集人/佐々木 一

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会（略称 全管連）会員
NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。

ベルシャトウ 東浦和

さいたま市緑区
1棟
階高8階
31戸
1997年(H9年)竣工
委託管理
管理会社 インターホリデー



新会員
マンション
紹介



夏号

Summer

- 「話す・書く」の情報活動は、大切です … p.2
- 『もったいない』五話 … p.3
- 「マンション問題何でも法律110番!」(上) … p.4
- 全管連 第56回 代表者会議報告 … p.5
- 大規模修繕工事体験報告 … p.6
- 連載 私の町はどんな町⑦
—久下の長土手— … p.7

マンション管理組合の広報 「話す・書く」の情報活動は、大切です

NPO 培管ネット 会長 佐々木 一

マンションでは、良好な住環境を確保する為管理組合の運営・活動は、常に組織的に進められなければならない。大勢の人が住むマンションでは、情報を提供し、確認し、物事を決めるという一連の手順が絶対条件になります。このことが成り立つためには、表現するということが大切で、表現するということが大切です。管理組合にとって「表現する」という問題は、組織がきちんと動いていく為の基本条件であるといえるからです。

言葉を使って何かを伝えるという点では、「話す・書く」という二つの方法があります。が、実行する点では、かなりの違いがあります。

そのことは、「話し上手」が、必ずしも「書き上手」とは限らないし、「書き上手」な人が「話し下手」であることも珍しくありません。

「話す」ことと「書く」こ

とは、意志伝達の大切な手段であります。

マンションという集合住宅の特質や管理組合という組織の性格を考えた場合、とりわけ大きな意味を持っていると思います。

1、居住者全員に「話す」とは難しいですが、「書く」という方法なら可能です。

話す行為が成り立つために

は、相手が目の前にいなければなりません。生活も仕事も異なる人が大勢住んでいるマンションでは、いつも「話をするとき」全員揃うことなどまずないでしょう。大事な意味を持つ総会でさえ出る人よりも出ない人の方がはるかに多いのです。こうした事情を考えると相手が必要とする「話す」という方法は極めて限界の多いことに気がつきます。何かを伝える場合「話す」という方法では、全員を相手にすることは、不可能な

のに対して「書く」という方法ならば、可能なことがはっきりします。

2、「書く」方法は、記録がのこります。

マンションがある限り管理組合活動は続きます。そうした意味で管理組合には活動経過の記録が重要な意味を持ちます。多くの管理組合で役員が毎年変わることを考えると、何十年もの歴史もさることながら、ここ1～2年といったごく最近の記録でも想像以上に大きな意味を持っています。管理組合という組織が過去の記録に弱いという弱点を持つことを考えると「書く」という方法による記録の確かさと使いやすさには無視できないメリットがあります。

3、法律の仕組みには「書く」という方法が伝えやすい言葉が多い。

マンション管理という仕事には、法律などの仕組みによって成り立っている部分が多くあります。現実的に考えてみた場合、法律抜きでマンション管理の課題が成り立つとは、考えられません。このこ

とは「話す」にせよ「書く」にせよ表現しようとする内容が法律制度などで使われる言葉で成り立っていることを示しています。

4、総会の議事録は議長が作成します。

総会の議事録には、議事の経過の要領（議題・議案・討議内容等）と、採決の結果を記載します。議事録の厳格性を確保するため議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員が署名・捺印しなければなりません。総会の議決の効力は、組合員と同居するもの及び占有者（賃借人）にも及びますので、総会の議事録は、すべての組合員に配布します。「書く」内容は、個人的な見解や意見ではなく、管理組合として組織的に決まったことが中心になりますし、誰が読んでも分かるような書き方で書くのが基本です。

もし、議長が議事録を作成しなかったり、議事録に記載すべき事項を記載しなかったり、或いは、虚偽の記載をした時は、20万以下の過料に処せられることになっています。

早目の点検と改修で漏水を防ぎ、建物の資産価値維持・保全をサポートします

「非破壊」劣化度診断システム

防水シート「ロンブルーフ」の防水層に損傷を与えずに劣化度を診断

ロンマットME・ロンステップME

滑りにくい長尺塩ビシート・階段用床材+塗膜防水で安全と防水性を確保

 **ロンシール工業株式会社**

<http://www.lonseal.co.jp/>

●本社防水部 〒130-8570 東京都墨田区緑4-15-3 TEL.03-5600-1866 FAX.03-5600-1846
 ●大阪支店 〒532-0011 大阪市淀川区西中島3-9-13 大北ビル7F TEL.06-6304-2700 FAX.06-6304-6948

『もったいない』五話

マンション問題総合研究所
理事長 喜田大三

『物質の不足した時代』

戦時はもちろん戦後の一時期、生活物質の極端な不足を体験。今の高齢者は幼少から成人になるまで、『もったいない』(注)と云って物を非常に大切に使用しました。

(注)物の価値を十分に生かされておらず無駄になっている状態やそんな状態にしてしまう行為を戒める単語

『物質の豊かな時代』

四十数年前から資源やエネルギーを輸入して、高度経済成長をなすとげ、物質的に豊かで便利な生活ができるようになりました。

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会では、種々の公害が発生し、地域や地球の環境に好ましくない。各種の環境対策が進められました。

2000年には、環境と経済の両立した持続可能な循環型社会をつくるため、『3R』の考え方を導入しました。

リデュース：ゴミ発生抑制

リユース：再使用

リサイクル：再資源化

『もったいない』という環境意識をもって、『3R』を推進しましょう。

『再生紙の偽装その後』

本誌の前号(85号)に、新年早々に発覚した再生紙の偽装事件を紹介。

「リサイクルの優等生」といわれてきた製紙会社が、再生紙の古紙配合率を表示より著しく少なくしていました。

4月25日、公正取引委員会は、古紙配合が表示より大きく下まわっていた製紙八社に、景品表示法違反で排除命令をだしました。

ア 一般消費者に偽装した事実を公示する。

イ 再発防止策を、役員および従業員に周知徹底する。ウ 今後、同様の表示を行わない。

前号で紹介した『グリーン購入法』では、国・自治体のコピー用紙の古紙配合率は100%。環境省は偽装され、基準を緩和する予定でした。

「配合率100%は技術的に難しい」と言っていた製紙会社のうち数社が可能にした。

6月5日に環境省は、少なくとも国のみ100%基準を維持する方針を固めました。

日本の古紙回収率70%・利用率60%は、世界のトップクラスです。『もったいない』の心で、古紙資源の回収に協力しましょう。

『外国女史・日本語に感銘』

04年に、ケニヤのワンガリ・マタイ女史は、アフリカの植林活動、民主主義と平和への貢献を評価され、アフリカ系女性として初のノーベル平和賞を受賞。

05年に、女史は京都の地球温暖化防止行事で来日。『ゴミの3R』に共感し、『MOTTAI NAII』の日本語を知って国際語にするキャンペーンを展開しています。

08年6月2日、宇都宮市で『もったいない』の心を世界に発信する「第2回もったいない全国大会inうつのみや」が開幕。マタイ女史は講演。地球温暖化の危機を紹介

し、「炭素を吸い、酸素を吐き出す森は地球の肺である。森林を守ることが極めて重要」と。

約2100人の聴衆は熱心に耳を傾けていました。

『船場の女将・涙の廃業』

有名な高級料亭の女将は、5月28日の記者会見で、廃業を涙ながらに発表。「食品の安全に対する信頼を裏切りました」と深く謝罪。

昨年末に産地偽装問題で世間をさわがせ、今年1月に女将が新社長に就任して再開。ところが、客の食べ残した料理を別の客に回していたことが発覚しました。

某家元は「人情に厚い大阪人は再開を応援してあげようとしていたのに、料理の使い回しで再び客を裏切った。挽回の余地がない」

前社長が料理人に『もったいない』と言って、使い回しを指示していたとか。誠に不心得です。ソロバン勘定をやめて、料理の量調整とか客の持帰りを考えるべきであったと悔やまれます。

マンション再生のお手伝いをして四半世紀

あなたのマンションに新しい生命を吹き込みます

～Total Renewal～

大規模修繕から設備改修・内装リフォームまで充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が世代を超えた永いお付き合いを実現しています

 建装工業株式会社

マンションリニューアル事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋3-11-1
TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535
URL <http://www.kenso.co.jp/>



「マンション問題何でも法律一〇番!」(上) 管理組合が出来ること、出来ないこと

弁護士 小林美智子

1 管理組合の役割と権限

管理組合は、区分所有者全員を構成員とする、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体(建物の区分所有等に関する法律第3条)です。

共用部分は、区分所有者全員の共有に属するものとし、共用部分の管理に関する事項は、集会の決議で決するか(同法18条1項)、規約で定めるとされており、各共有者は、規約に別段の定めがない限りその持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生じた利益を収取する(同法19条)とされています。従って管理組合は、この管理に関する行為については権限を有するが、それ以外のものについては権限がないので、組合員との間の問題について関与出来るかどうかの判断基準として覚えておいていただきたいと思います。

2 管理費(管理費、修繕積立金)

管理組合は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理という活動に必要な費用を各組合員に負担を求めることが出来る。具体的な金額は、規約の定め或いは、総会決議によるとされており、管理規約にもその旨の規定があり、管理組合の組合員に管理費、修繕積立金を請求する根拠となります。

(1) 管理費の滞納が発生した場合

大切なことは、長期間放置しないことです。金額が大きくなればなるほど支払う側も大変になります。小額ならば、毎月の管理費、修繕積立金に少しずつ上乘せして支払ってもらうという対応も出来ますが、放置しているうちに多額になってしまったらそのような対応も不可能だからです。また、管理費、修繕積立

金はその弁済を請求できる日の翌日から5年間で消滅時効がかかることとなりますので、その点注意する必要があります。

(2) 裁判をしなければならぬ場合

訴訟する権限は、理事会の判断で出来る場合と、管理組合の総会決議を要する場合がある。確認してそれに応じた手続きを取ってください。

訴訟手続きをする当事者は理事長ですから、理事長が裁判所で手続きを進められる場合には問題ないのですが、理事長が裁判所に出頭できない場合には、代理人を立てる必要があります。地方裁判所は弁護士以外は代理人になれません。簡易裁判所は裁判所の許可があれば誰でもなれるという違いがありますから、請求手続きを取る時には注意してください。基本的には、簡易裁判所に訴訟手続きを取ることが出来るのは、請求金額が140万円を超えない場合だけです。

(3) 判決後管理費回収ではな

い
訴訟手続きを経て判決をもらったとしても、それだけでは自動的に管理費回収が出来るといってわけではありません。この判決に基づいて強制執行ができるにすぎないので、管理組合として資産が把握できている場合には、その資産に対して強制執行手続きをすることになります。資産の把握が出来ない場合(区分所有権に抵当権が設定されていない、余剰価値がないし、勤務先も不明という場合)には、最終的には、財産開示手続きという手段も検討することになります。それでも回収出来ない場合があるかもしれません。

訴訟したのに、意味がないと思われるかもしれませんが、区分所有法でも、滞納していた管理費、修繕積立金は、区分所有権を売買で取得した第三者に対しても請求ができますから、将来的にそのようになつた場合にきちんと回収する手段として考えてください。

(次号に続く)

社団法人 高層住宅管理業協会 正会員

三興管理株式会社

東京都千代田区神田須田町1-7

電話番号 03-3252-7367

FAX番号 03-3255-2287

「全管連 第56回 代表者会議報告」

4月22日(火)、NPO法人全国マンション管理組合連合会の代表者会議が、全国から18団体40名の役員が参加し、三浦市の「マホロバ・マインズ三浦」で開催されました。埼玉ネットからは、佐々木会長が出席しましたので主な会議の結果を報告します。

1、地上デジタル化に伴うマンション電波障害対策施設の取り扱いについて
全管連では、3月11日に、増田総務大臣宛に地上デジタル化に伴う電波障害対策施設改造費用の国庫負担等について要望書を提出しましたが、回答がありませんでした。全管連ではこの問題を何とか国会論議に乗せるため野党第一党である民主党に働きかけた結果、国会議員からの「質問主意書」という形で国会の場にのせることに成功しました。

質問主意書は、民主党参院政審会長福山哲郎議員名で政府に提出され、4月22日の代表者会議の最中で届きました

が、回答は、今後検討するという慰労無礼なもので全管連では、今後さらに参議院の審議の場において質問をしてもらう等の取り組みを強化することに決定されました。

2、マンションコミュニティ強化対策
自民党が議員立法として「コミュニティ活動基本法(仮称)」を国会に提出しようとしておりますが、都市型住宅として定着しているマンションには、全く触れておりません。

マンションを多く抱える自治体は、マンションにスポットを当てた施策を義務付けるなどの内容を法案に盛り込むように自民党宛、要望書を提出することが決議されました。

3、長期修繕計画の標準様式の設定
各、管理組合で作成されている長期修繕計画は、書式・周期・単価等がバラバラで第三者がチェックすることが難しい、又、当初非常に低い修繕積立金が設定されているなど問題も多い。それで、マンション管理センターが中心と

なつて「長期修繕計画のあり方検討委員会」が開催され、全管連からは、日住協の大和副会長が委員として出席されました。

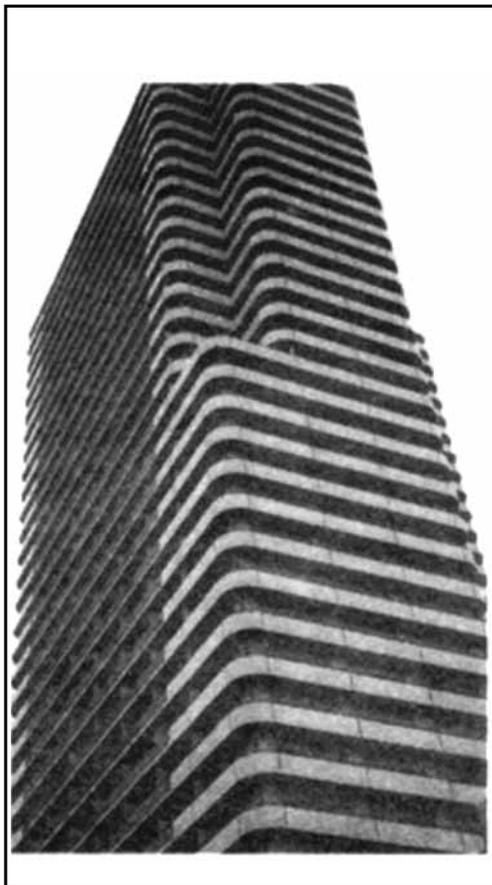
検討委員会の報告書に対して、販売初期の修繕積立金を低く設定し、後で値上げする「案」はおかしい、修繕周期の12年は実績とし乖離している、実態調査すべきなど意見が提起されました。

4、新たな管理方式検討委員会
居住者の高齢化等で役員の成り手が不足するとして、国交省主催の委員会で新たな管理方式が検討されましたが、4月10日に検討結果が公表されました。

当初は理事会を廃止する、業者を管理者にする、信託方式にするといった抜本的な結論が出るのではないかと騒がれていましたが、結果は、新たな管理方式は今の理事会方式の補完的位置付とのこと

で、管理組合の主体性が損なわれることは、ない模様です。

以上



納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463

「大規模修繕工事体験報告」

修繕委員会が工事監理を実施して

A マンション管理組合 修繕委員長

わたしたちのマンションは、今年第1回目の大規模修繕工事を実施しました。2年前に、修繕委員会を設立し、その任期は工事竣工までとしました。2年にわたる修繕委員会の取組みの概要を報告させていただきます。

〈発注方式決定と諸準備〉

約1年の検討期間を経て、理事会方針として、修繕発注方式は競争原理が働く「設計監理方式」にすべきだとの結論に達し、昨年の総会に諮りました。しかし、コンサルタント費用や知らない工事会社に発注する不安が組合員にあり、設計監理方式の理解が得られませんでした。やむなく、管理会社に発注するが他からも独自に比較見積をとる、相手と協議をすることで総会の全会一致の決定をみました。

弊害を最小限にするための作業は簡単なことではありませんでした。なにしろ理事、修繕委員ともに建築の専門家はいません。そこで助けていただいたのが埴管ネットの1級建築士の方です。埴管ネット主催のセミナーを数回受講しましたし無料相談の機会も利用しました。その他、個別相談をお願いしました。比較のための標準的な工事費作成の依頼もしました。重要な防水性能は現地建物調査診断もお願いしました。これらのことを通し、貴重な助言をいただいたおかげで工事見積書を検討できる知識が生まれました。そのうえで工事発注予定会社から見積をとりましたが、見積金額は手持ちの修繕積立金を上回る金額でした。

〈工事金額・工事内容の検討と交渉〉

修繕項目の中に無駄な工事がないか、工事項目ごとの単

価が妥当かを事前に検討し交渉に入る訳ですが、今回の経験で、工事項目の見直しがとても大切なことであることを知りました。見積書の工事項目を注意して見ると不要工事が見つかることができました。また、先に延ばしてもよい工事もありました。

結局、最初の見積書から最終まで5、6回の修正など4ヶ月の交渉を経て合意し、発注内定に至りました。専門家相手の交渉ですから、苦勞もありましたが、結果、大幅な工事費削減、一部工事仕様の変更などかなりの成果があったと自負しています。理事会に対しては、交渉結果とそれに対応して次の交渉に臨む方針など、逐一報告、確認してきました。

〈着工から竣工まで〉

発注前の「工事請負契約書」の内容チェックも重要な仕事でした。工期3カ月の工事が着工。工事中も予想通り大きな仕事

が待っていました。専門家でない者が「工事監理」に類したことをやる訳で、日常的な

現場巡回はもちろんのこと、現場代理人との定期、不定期の打ち合わせ、居住者への案内、などなど、時間と注意力が必要な作業が沢山ありました。

山場として中間検査、そして最後の竣工検査をしたのですが、工事会社も事前検査でチェックしていたにも拘わらず、多数の不備な箇所を指摘しました。

〈工事を終わっての感想〉

1、選任されてから2年、建築の素人がここまでやれたことではっとしている一方で、これでよかったのか？ もっとやるべきことはなかったのか？ と不安もあります。2、それにしてもここまでやれたのは、前述の埴管ネットとその1級建築士の方のご支援があったればこそ、と感謝しています。

3、今回、わたしたちはわたしたちなりの理由でこのような形で大規模修繕工事をしましたが、やはり、工事は専門家（コンサルタント）の活用と競争原理が働く方式で行うことがベストだと、思っています。

タイル壁に「安心」を塗ろう。

<http://www.dyflex.co.jp>

剥落防止

色調保持型タイル剥落防止工法

防水 透明

エバーガード

窓ガラスに「快適」を塗ろう。

防虫

窓ガラス用紫外線・赤外線反射吸収コーティング材

省エネ 透明

UI-シールド

株式会社ダイフレックス
さいたま営業所

TEL:048-646-4870
FAX:048-646-4871
e-mail:saitama@dyflex.co.jp

連載 私の町はどんな町⑦

久下の長土手

旧中山道は、JR吹上駅を過ぎると五米幅の狭い道が屈折しながら荒川の土手に向かっています。この辺りは昔夜盗多しと記されていますが、今も人車の往来は少なく屋敷樹が道を覆い、白昼でも妖気の漂う道筋です。

中山道は荒川の土手に上りここから久下までは『熊谷堤』といわれ、一五七四年に北条氏邦が荒川の洪水を防ぐために築いたものです。

熊谷堤に上がる手前に『権八延命地蔵』という地蔵堂があります。土手を降りた処にあるのが「権八延命地蔵」であるという説があります。

鳥取から江戸に向かった平井権八がこの辺りで、上州の絹商人を殺害し三百両を奪ったところ、そばに建っていた地蔵さんに一部始終を見抜かれたと思ひ、地蔵に

このことは誰にも言うなといったら地蔵が、お前も

言うなと言ったという伝説があります。

歌舞伎では「権八ものいい地蔵」という名で出て来ます。しかし地蔵の告げ口から悪事は露見し、後日権八は鈴が森で磔刑に処せられました。

『権八延命地蔵』には元禄十一年(一六九八年)造立と陰刻されているから、延命七年(一六七九年)に処刑された権八とは年代的に符合できません。

権八を題材にした幾つかの脚本ができ、平井権八は白井権八という名で歌舞伎や浄瑠璃で上演されています。

その中でも御存知の権八が鈴が森で雲助にからまれて、雲助らを切り捨てる見事な腕前を駕籠の中から見ていた幡随院長兵衛が、お若いのお待ちなせいと声をかけ、お尋ね者と承知の上で義兄弟の契りを結び、江戸での世話を

するといふ有名な場面も、長兵衛一六五〇年に横死しているのが年代的に三〇年余りギャップがあります。人気者を組み合わせて興味深く脚色しているのだから特にケチを付

ける必要ありませんが。この権八地蔵も、権八が芝居で有名になってから造られたものと想像します。

中山道は、荒川の氾濫のたぎに再築された熊谷堤(当時は『久下の長土手』と呼ばれていました)の上を、左に荒川、右に巨大な沼地を見ながら約一里程続きます。

土手からは秩父連峰が一望でき、中山道屈指の景勝地であったと云われています。

荒川に架かる久下橋を過ぎたところから土手を降り、また狭い寂しい道となります。

その右角に『みかりや(御狩屋)跡』との看板があり、説明板に『中山道を往来する旅人相手の茶店で、(しがらぎごぼうに久下ゆべし)のこ

とば通り、袖餅子が名物であった。また忍藩の殿様が鷹狩りに来て休んだので御狩屋と呼ばれた」とあります。

その先の禅宗の古刹『東竹院』に、この辺りの豪族久下直光の質素な墓があります。

(小島 次郎)

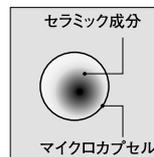


高耐候高弾性超低汚染2液形水性アクリルシリコン樹脂系塗料

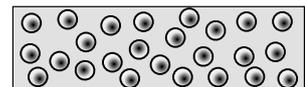
アレスアクアセラシリコン



マイクロカプセル化技術により水性塗料での親水化に成功しました。



塗料中に細かく分散し、かつ塗膜表面に配向した後、効率良く水と反応するためバクロ後、短期間で塗膜表面に親水化が発現する。



塗料中のイメージ



乾燥塗膜のイメージ

長期の美観を保つ『高耐候高弾性超低汚染2液形水性塗料』が誕生しました!

関西ペイント販売株式会社 建設塗料本部 TEL.(03)5711-8904 FAX.(03)5711-8934

東京販売部 TEL.(03)5711-8905 FAX.(03)5711-8935 ●関西ペイントホームページアドレス http://www.kansai.co.jp/

NPO 埼玉管ネット第7回通常総会開催

2008年5月18日(日)午後1時から、浦和コミュニティセンター第13号集会室において、「NPO 埼玉管ネットの第7回通常総会」を開催しました。

白倉副会長から開会が宣言され、正会員数86名、本日出席の会員数は、本人出席が12名、委任状が2名、議決権行使が、21名の合計35名の出席との報告があり、定款28条(総会の定足数)に定めた総会の成立要件を満たしており、本総会は、成立する旨が報告されました。

次に、司会より議長選出に対して提案され、司会者一任により定款第27条により佐々木会長を総会議長に選任しました。議案審議に先立って議長より、書記に高橋理事・議事録署名人に青山理事・白倉理事の両副会長が指名されました。

*議案の提案と採決

佐々木議長の進行により、青山理事、鳥海理事、小島監事の3名から、下記の「議案」がそれぞれ報告・提案されました。

- (1) 第1号議案 「平成19年度事業活動報告」 鳥海理事
- (2) 第2号議案 「平成19年度決算報告」 青山理事
- 「平成19年度監査報告」 小島監事
- (3) 第3号議案 「平成20年度事業計画」(案) 鳥海理事
- (4) 第4号議案 「平成20年度会計予算」(案) 青山理事
- 報告・提案された各議案について質疑・応答を行った後、議長が裁決を求めたところ、全員の拍手により承認・議決されました。
- (5) 第5号議案 「平成20年度役員改選」(案) 高橋理事
- 又今年度は、役員改選の年に当たり、高橋理事より議案書に基づき、理事及び監事の役員全員の紹介があり、議長が役員選任につき議場に諮ったところ満場異議なくこれを賛成したので、役員の選任も承認・議決致しました。

*事務局インフォメーション

過去18年間、実施してきた無料相談会は、近年、会員よりも非会員の相談が多く、すべて無料にすることは困難な状況であるため、今年度から非会員は1件・1時間 5000円の有料とします。正会員は、従来通り「無料」、申込は、希望日の2週間前まで事務局へFAX。

*埼玉管ネット事務局就業時間 AM10:30～PM5:00迄 毎週月曜日は振替・休日

ホームページからの情報発信 <http://www.saikan-net.com/>
事務局への連絡にもご協力ください

- NPO 法人埼玉管ネットでは建物保全に関する調査の一環として超高層マンションにお住まいの方へ、アンケート調査を実施しております。ぜひWEBサイトよりアンケートにご協力ください。
- 「年間スケジュールを一部変更・訂正しております。」ホームページでご確認ください。
- 理事長・連絡先変更届けは、ホームページ上の変更登録フォームをご利用下さい。また、FAX用の書類も送付させて頂いております。併せてご利用下さい。



マンションLife
バックナンバー
ユーザー名
saikan-user
パスワード
2715



ヤマギシリフォーム工業株式会社



すまい美しく

埼玉支店

〒337-0051 埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-53-12
TEL 048-687-1710 (代) FAX 048-687-1721

